3　源　泉　所　得　税

統計表を見る方のために

1　利用上の注意

この章は、令和６年分の源泉所得税課税状況から成っている。課税状況は全数調査により調査、集計したものである。

2　源泉徴収税率（復興特別所得税を含む。）（令和６年分）

(1)　利子所得　　イ　一般利子等（下記ロ、ハ以外）（源泉分離課税）……15.315％
ロ　特定公社債等の利子等（申告分離課税）……15.315％
ハ　特定公社債以外の公社債の利子で、その利子の支払法人の特定の同族株主等が支払を受けるもの（総合課税）……15.315％

(2)　配当所得　　イ　上場株式等の配当等（個人の大口株主を除く。）、特定株式投資信託の収益の分配、公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除く。）及び特定投資法人の投資口の配当等（総合課税と申告分離課税の選択適用）……15.315％
ロ　公募投資信託の収益の分配(証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)、公募特定受益証券発行信託の収益の分配及び特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限る。）（申告分離課税）……15.315％
ハ　上記イ及びロ以外の配当等（未上場株式の配当等など）（総合課税）……20.42％
ニ　私募公社債等運用投資信託の収益の分配及び特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（私募のものに限る。）（源泉分離課税）……15.315％

(3)　割引債の償還差益（源泉分離課税）……18.378％（又は 16.336％）

(4)　割引債の償還金に係る差益金額（申告分離課税）……15.315％

(5)　源泉徴収選択口座内配当等……15.315％

(6)　特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等……15.315％

(7)　給与所得　　「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額……（略）

(8)　退職所得　　イ　「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合……「退職所得の源泉徴収税額の速算表」……（略）
ロ　「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合……20.42％

(9)　報酬・料金等　　イ　居住者に対して支払われるもの

(ｲ) 原稿料等（所得税法第 204 条１項１号）
弁護士、税理士等（同条１項２号）
職業野球選手、騎手等（同条１項４号）
芸能等についての出演、演出等（同条１項５号）
契約金（同条１項７号）
　１回の支払金額 100 万円までの部分……10.21％
　〃　　100 万円超の部分……20.42％

(ﾛ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条１項２号）＝１回の支払金額１万円超の部分
職業拳闘家（同条１項４号）＝１回の支払金額５万円超の部分
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条１項４号）＝月中の支払金額12万円超の部分
バー、キャバレーのホステス等（同条１項６号、措置法第 41 条の 20）＝（５千円×計算期間の日数）を超える部分
広告宣伝の賞金（所得税法第 204 条１項８号）＝１回の支払金額 50 万円超の部分
　10.21％

(ﾊ) 診療報酬（同条１項３号）＝月分の支払金額 20 万円超の部分……10.21％

(ﾆ) 公的年金等（所得税法第 203 条の２）＝（(公的年金等の支給額）－（控除額））
A「扶養親族等申告書」を提出することができるもの……5.105％（又は 10.21％）
B「扶養親族等申告書」を提出することができないもの……10.21％

(ﾎ) 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第 207 条)
＝（支払う年金の額－その年金額に対応する保険料又は掛金の額）で 25 万円以上のもの……10.21％

ロ　内国法人に対して支払われるもの
馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174 条 10 号、所得税法第 212 条３項）
＝（賞金の額の 20％＋60 万円）を超える部分……10.21％